

第4回太良町議会（定例会第3回）

平成29年9月4日～9月15日

議案

平成29年第4回太良町議会（定例会第3回）

会期（案）

会 期 12日間（9月4日～9月15日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘 要
第1日	9. 4	月	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告・議員派遣の件 議案一括上程・町長の提案理由の説明 委員長報告 特別委員会の設置及び付託並びに選任
第2日	9. 5	火	（議案調査）		
第3日	9. 6	水	本会議	9時30分	一般質問
第4日	9. 7	木	（議案調査）		
第5日	9. 8	金	（議案調査）		
第6日	9. 9	土	休会	—	
第7日	9.10	日	休会	—	
第8日	9.11	月	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第9日	9.12	火	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第10日	9.13	水	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第11日	9.14	木	（議案調査）		
第12日	9.15	金	本会議	9時30分	委員長報告 議案審議・討論・採決・閉会

平成29年第4回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第1号

第1日目 9月 4日（月）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 報告第 5号 議案第48号～議案第64号 諮問第 1号～諮問第 3号 町長の提案理由の説明
日程第 6	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）
日程第 7号	決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

平成29年第4回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第2号

第2日目

9月 6日（水）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	一 般 質 問

平成29年第4回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第3号

第3日目

9月15日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	報告第 5号 平成28年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 2	議案第48号 太良町個人情報保護条例及び太良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第49号 太良町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	決算審査特別委員長の報告 議案第50号 平成28年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について 議案第51号 平成28年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について 議案第52号 平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 議案第53号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 議案第54号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について 議案第55号 平成28年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について 議案第56号 平成28年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 議案第57号 平成28年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 5	議案第58号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
日程第 6	議案第59号 平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について
日程第 7	議案第60号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第 8	議案第61号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 9	議案第62号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第63号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
日程第11	議案第64号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第12	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日 程	件 名
日程第 1 3	諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 4	諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 5	閉会中の付託事件について

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	意見書第 2 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について
追加日程第 2	意見書第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

提出議案目録

- 報告第 5号 平成28年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第48号 太良町個人情報保護条例及び太良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 太良町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成28年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成28年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 平成28年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 平成28年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第57号 平成28年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第58号 平成29年度太良町一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第59号 平成29年度太良町山林特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第60号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第61号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第62号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第63号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第64号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

上記のとおり

平成29年9月4日

太良町長 岩島正昭

追加提出議案目録

意見書第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について

意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

上記のとおり

平成29年 9月15日

太良町議会議長 坂口 久信

議員派遣の報告

平成29年 9月 4日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 平成29年度佐賀県町村議会議員研修会

- (1) 目的 地方自治の振興と住民福祉の増進に寄与するため
- (2) 派遣場所 ホテルマリターレ創世佐賀
- (3) 期間 平成29年8月29日
- (4) 派遣議員 全議員

議 員 派 遣 の 件

平成29年 9月 4日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1 第20回 市町行政講演会

- (1) 目 的 地方自治団体に携わるものとしての、職務遂行に必要な知識および諸情報を取得して更なる活性化を図り、住民福祉の向上に資することを目的とした研修会。
- (2) 派遣場所 佐賀市文化会館
- (3) 期 間 平成29年10月24日
- (4) 派遣議員 全議員

2 平成29年度 町村議会広報研修会

- (1) 目 的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが要請されていることをかんがみ、議会広報の向上発展に資するため、議会広報実務担当者を対象に開催される研修会。
- (2) 派遣場所 グランデはがくれ
- (3) 期 間 平成29年10月30日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 5人

報告第5号

平成28年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成 28 年度決算 に基づく比率	—	—	3.9	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「—」は比率が算定されないことを表している。

2 資金不足比率

(単位：千円、%)

区 分	流 動 負債等 (1)	算 入 地方債 (2)	流 動 資産等 (3)	資金不足額 (1)+(2)－ (3)=(4)	事業の 規 模 (5)	資金不 足比率 (4)／(5)
水道事業会計	2,010	0	132,195	△130,185	51,085	—
町立太良病院 事業会計	65,491	0	1,174,833	△1,109,342	917,802	—
簡易水道特別 会計	117,664	0	128,603	△10,939	60,680	—
漁業集落排水 特別会計	87,552	0	99,724	△12,172	7,305	—

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議案第48号

太良町個人情報保護条例及び太良町情報公開条例の一部を
改正する条例の制定について

太良町個人情報保護条例及び太良町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、太良町個人情報保護条例及び太良町情報公開条例の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出する。

別紙

太良町個人情報保護条例及び太良町情報公開条例の一部を 改正する条例（案）

（太良町個人情報保護条例の一部改正）

第1条 太良町個人情報保護条例（平成15年太良町条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条の4」を「第13条の2」に改める。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第3条第4項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の

原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報（本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。）」に改め、同項第2号中「当該個人情報」を「当該要配慮個人情報」に改める。

第5条中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第24条及び第53条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第7条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「以下同じ。」を削る。

第8条中「前条第2項の」を「前条第2項に規定する」に改める。

第12条第1項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第12条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第8号中「第2条第4号イ」を「第2条第5号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を削る。

第13条第1項中「前条第1項第1号から第6号まで、第8号」を「前条第1項第1号から第7号まで及び第9号」に改める。

第13条の3及び第13条の4を削る。

第16条第2号中「又は開示請求者以外」を「若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外」に改め、同号ウ中「かかる」を「係る」に改め、同条第3号ただし書中「開示するこが」を「開示することが」に改め、同条第6号オ中「、国又は」を「若しくは」に改める。

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第22条中「すべて」を「全て」に改める。

第23条第2項中「開示決定」を「第20条第1項の決定（以下「開示決定」という。）」に改め、同条第3項中「開示決定する」を「開示決定をする」に改める。

第28条第1項中「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改める。

第33条中「訂正決定」を「決定」に改める。

第43条第2項中「附与された」を「付与された」に改め、同条第5項中「任期は2年」を「任期は、2年」に改め、同条第7項中「諮問」を「規定による

諮問」に改め、同条第8項中「事項は町長」を「事項は、町長」に改める。

第44条第3項中「分類し又は」を「分類し、又は」に改める。

第45条第1項を削り、同条第2項中「保有個人情報」を「個人情報」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第9条に規定する非開示情報」を「第9条各号に掲げる情報」に改め、同項を同条第2項とする。

第48条の見出しを「(出資法人が講ずる措置)」に改める。

第51条中「第7条第2項の」を「第7条第2項に規定する」に、「第2条第4号ア」を「第2条第5号ア」に改める。

(太良町情報公開条例の一部改正)

第2条 太良町情報公開条例(平成13年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「記録をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第9条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に改める。

第10条に次の1項を加える。

- 2 公開の請求に係る公文書に前条第1号の情報(請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の太良町個人情報保護

条例（以下「改正後条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関が保有している同条第5号に規定する個人情報ファイルであって、改正後条例第12条第1項第5号に規定する記録情報に改正後条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第12条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「保有しているときは、太良町個人情報保護条例及び太良町情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年太良町条例第 号）の施行後遅滞なく」とする。

議案第49号

太良町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する
条例の制定について

太良町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
したいので、議会の議決を求める。

平成29年9月4日

太良町長 岩 島 正 昭

太良町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する
条例（案）

太良町学校給食共同調理場設置条例（昭和41年太良町条例第21号）の一部
を次のように改正する。

第2条中「1, 167番地」を「39番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年7月24日から適用する。

（提案理由）

太良町学校給食共同調理場の新築移転により、所在地が変更となったので、
この案を提出する。

議案第50号

平成28年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度太良町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第51号

平成28年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度太良町山林特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第52号

平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第53号

平成28年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第54号

平成28年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第55号

平成28年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第56号

平成28年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第57号

平成28年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成29年度太良町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度太良町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,727千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,197,347千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月4日提出
太良町長 岩島正昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 地方特例交付金		1,800	△181	1,619
	1. 地方特例交付金	1,800	△181	1,619
9. 地方交付税		2,300,000	78,072	2,378,072
	1. 地方交付税	2,300,000	78,072	2,378,072
13. 国庫支出金		806,408	10,341	816,749
	1. 国庫負担金	326,635	1,650	328,285
	2. 国庫補助金	474,585	8,691	483,276
14. 県支出金		425,376	△5,800	419,576
	1. 県負担金	209,754	825	210,579
	2. 県補助金	200,923	△6,625	194,298
17. 繰入金		995,888	△110,089	885,799
	1. 特別会計繰入金	466	9,205	9,671
	2. 基金繰入金	995,422	△119,294	876,128
18. 繰越金		30,000	45,486	75,486

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 繰越金	30,000	45,486	75,486
19. 諸収入		93,173	1,411	94,584
	5. 雑入	42,812	1,411	44,223
20. 町債		626,900	487	627,387
	1. 町債	626,900	487	627,387
歳入	合計	7,177,620	19,727	7,197,347

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		81,367	80	81,447
	1. 議会費	81,367	80	81,447
2. 総務費		2,006,236	14,359	2,020,595
	1. 総務管理費	1,885,829	8,089	1,893,918
	3. 戸籍住民基本台帳費	24,328	6,270	30,598
3. 民生費		1,574,246	5,901	1,580,147
	1. 社会福祉費	1,086,095	5,901	1,091,996
4. 衛生費		617,209	48	617,257
	1. 保健衛生費	437,559	48	437,607
6. 農林水産業費		473,355	△4,190	469,165
	1. 農業費	237,836	1,656	239,492
	2. 林業費	82,027	△5,846	76,181
8. 土木費		718,589	2,410	720,999
	2. 道路橋梁費	347,344	688	348,032

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 住宅費	331,479	1,722	333,201
10. 教育費		807,548	1,119	808,667
	4. 社会教育費	104,173	1,119	105,292
歳出合計		7,177,620	19,727	7,197,347

第2表 地方債補正
変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	130,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ	130,487	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
8. 地方特例交付金	1,800	△181	1,619	
9. 地方交付税	2,300,000	78,072	2,378,072	
13. 国庫支出金	806,408	10,341	816,749	
14. 県支出金	425,376	△5,800	419,576	
17. 繰入金	995,888	△110,089	885,799	
18. 繰越金	30,000	45,486	75,486	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
19. 諸収入	93,173	1,411	94,584	
20. 町債	626,900	487	627,387	
歳入合計	7,177,620	19,727	7,197,347	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	81,367	80	81,447				80
2. 総務費	2,006,236	14,359	2,020,595	7,161		7,624	△426
3. 民生費	1,574,246	5,901	1,580,147	3,705			2,196
4. 衛生費	617,209	48	617,257				48
6. 農林水産業費	473,355	△4,190	469,165	△6,850			2,660
8. 土木費	718,589	2,410	720,999	525			1,885
10. 教育費	807,548	1,119	808,667				1,119
歳出合計	7,177,620	19,727	7,197,347	4,541		7,624	7,562

2 歳 入

(款) 8. 地方特例交付金 (項) 1. 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方特例交付金	1,800	△181	1,619	1. 地方特例交付金	△181	地方特例交付金
計	1,800	△181	1,619			

(款) 9. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	2,300,000	78,072	2,378,072	1. 地方交付税	78,072	普通交付税
計	2,300,000	78,072	2,378,072			

(款) 13. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	326,444	1,650	328,094	1. 社会福祉費負担金	1,650	障害児施設給付費等負担金 (1/2)
計	326,635	1,650	328,285			

(款) 13. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	921	7,161	8,082	1. 総務管理費補助金	7,161	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (総務省分) (2/3・10/10) 6,452 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (厚労省分) (2/3・10/10) 709
2. 民生費国庫補助金	39,843	1,230	41,073	1. 社会福祉費補助金	1,230	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (10/10) 945 障害者総合支援事業費補助金 (1/2) 285
5. 土木費国庫補助金	421,653	300	421,953	2. 住宅費補助金	300	社会資本整備総合交付金 (1/3)
計	474,585	8,691	483,276			

(款) 14. 県支出金 (項) 1. 県負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	209,659	825	210,484	1. 社会福祉費負担金	825	障害児施設給付費等負担金 (1/4)
計	209,754	825	210,579			

(款) 14. 県支出金 (項) 2. 県補助金

4. 農林水産業費県補助金	120,220	△6,850	113,370	2. 林業費補助金	△6,850	間伐等森林整備促進対策事業費補助金 (55%) △6,600 緑の保全整備事業県補助金 (1/2) △250
6. 土木費県補助金	0	225	225	2. 住宅費補助金	225	耐震診断事業費臨時補助金 (1/4)
計	200,923	△6,625	194,298			

(款) 17. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1,896	1,897	1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,896	後期高齢者医療特別会計繰入金
3. 国民健康保険特別会計繰入金	464	2,777	3,241	1. 国民健康保険特別会計繰入金	2,777	国民健康保険特別会計繰入金
4. 漁業集落排水特別会計繰入金	1	4,532	4,533	1. 漁業集落排水特別会計繰入金	4,532	漁業集落排水特別会計繰入金
計	466	9,205	9,671			

(款) 17. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

2. 減債基金繰入金	127,268	△120,974	6,294	1. 減債基金繰入金	△120,974	減債基金繰入金
7. 公共施設整備基金繰入金	41,300	580	41,880	1. 公共施設整備基金繰入金	580	公共施設整備基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	753,900	1,100	755,000	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	1,100	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	995,422	△119,294	876,128			

(款) 18. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	30,000	45,486	75,486	1. 繰越金	45,486	前年度繰越金
計	30,000	45,486	75,486			

(款) 19. 諸収入 (項) 5. 雑入

4. 雑入	42,808	1,411	44,219	2. 雑入	1,411	公共工事物件移転補償費
計	42,812	1,411	44,223			

(款) 20. 町債 (項) 1. 町債

7. 臨時財政対策債	130,000	487	130,487	1. 臨時財政対策債	487	臨時財政対策債
計	626,900	487	627,387			

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	81,367	80	81,447				80	11. 需用費	80	修繕料
計	81,367	80	81,447				80			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

4. 企画財政管理費	677,686	3,186	680,872			3,091	95	13. 委託料	376	インターネット環境整備委託料
								15. 工事請負費	2,810	ケーブルテレビ施設整備事業 インターネット接続工事
6. 電子計算費	34,938	370	35,308	892			△522	13. 委託料	370	電算システム改修委託料
14. 下水道等事業基金費	100	4,533	4,633			4,533		25. 積立金	4,533	基金積立金
計	1,885,829	8,089	1,893,918	892		7,624	△427			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	24,328	6,270	30,598	6,269			1	13. 委託料	6,270	住民基本台帳システム改修委託料
計	24,328	6,270	30,598	6,269			1			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 老人福祉総務費	458,336	2,030	460,366	945			1,085	8. 報償費	128	高齢者保健福祉計画策定委員会委員報償金
								11. 需用費	6	消耗品費
								12. 役務費	4	通信運搬費
								13. 委託料	856	介護保険システムデータ連携委託料
								19. 負担金補助及び交付金	945	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
								23. 償還金利息及び割引料	91	県支出金精算返納金
4. 心身障害者福祉総務費	294,320	3,871	298,191	2,760			1,111	13. 委託料	571	障害福祉サービスシステム改修委託料
								20. 扶助費	3,300	障害児通所支援給付費
計	1,086,095	5,901	1,091,996	3,705			2,196			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 予防費	55,786	48	55,834				48	11. 需用費	33	印刷製本費
								12. 役務費	15	手数料
計	437,559	48	437,607				48			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
6. 畜産業費	9,270	37	9,307				37	19. 負担金補助及び交付金	37	佐賀県畜産共進会負担金
7. 農地費	75,208	1,619	76,827				1,619	19. 負担金補助及び交付金	1,619	多良岳広域農道交通量調査業務負担金 600 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金 89 基幹水利施設等緊急補修事業費補助金 930
計	237,836	1,656	239,492				1,656			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 林業振興費	33,458	△8,250	25,208	△6,600			△1,650	19. 負担金補助及び交付金	△8,250	森林・林業生産基盤づくり交付金事業費補助金
4. 林道費	23,467	2,404	25,871	△250			2,654	13. 委託料	△250	緑の保全整備事業委託料
								14. 使用料及び賃借料	470	重機借上料
								15. 工事請負費	2,000	林道整備事業
								19. 負担金補助及び交付金	184	佐賀県治山林道協会負担金
計	82,027	△5,846	76,181	△6,850			1,004			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 道路維持費	203,064	688	203,752				688	13. 委託料	688	町道法面伐採及び路肩清掃委託料
計	347,344	688	348,032				688			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	8,276	750	9,026	525			225	19. 負担金補助及び交付金	750	木造住宅耐震診断事業費補助金
3. 住宅建設費	323,203	972	324,175				972	13. 委託料	972	公営住宅システム改修委託料
計	331,479	1,722	333,201	525			1,197			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会教育総務費	51,532	109	51,641				109	3. 職員手当等	109	扶養手当 88 期末手当 21
3. 公民館費	11,404	1,010	12,414				1,010	13. 委託料	200	中央公民館インターネット環境整備委託料
								15. 工事請負費	810	中央公民館インターネット接続工事
計	104,173	1,119	105,292				1,119			

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	89		345,514	258,921	604,435	117,184	721,619	
補 正 前	89		345,514	258,812	604,326	117,184	721,510	
比 較				109	109		109	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	17,188	83,316	52,141	2,376	7,272	3,768
	補 正 前	17,100	83,295	52,141	2,376	7,272	3,768
	比 較	88	21				

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		14,617	21	90	78,132
	補 正 前		14,617	21	90	78,132
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	109	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	109	扶養手当 88 期末手当 21	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
I. 普 通 債	補 正 前 (A)	4,507,678	4,568,871	694,900	444,865	4,818,906
	補 正 (B)			487		487
	補 正 後 (C)	4,507,678	4,568,871	695,387	444,865	4,819,393
(9)そ の 他	補 正 前 (A)	2,954,891	3,191,054	586,900	221,421	3,556,533
	補 正 (B)			487		487
	補 正 後 (C)	2,954,891	3,191,054	587,387	221,421	3,557,020
うち臨時財政対策債	補 正 前 (A)	2,159,332	2,146,792	130,000	153,718	2,123,074
	補 正 (B)			487		487
	補 正 後 (C)	2,159,332	2,146,792	130,487	153,718	2,123,561
合 計	補 正 前 (A)	4,528,219	4,591,322	695,300	446,932	4,839,690
	補 正 (B)			487		487
	補 正 後 (C)	4,528,219	4,591,322	695,787	446,932	4,840,177
うち銀行等引受債	補 正 前 (A)	254,068	247,754	68,000	16,718	299,036
	補 正 (B)					
	補 正 後 (C)	254,068	247,754	68,000	16,718	299,036

議案第59号

平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）

平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,413千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,413千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出
太良町長 岩島正昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		9,279	2,413	11,692
	6. 繰越金	1	2,413	2,414
歳入合計		18,000	2,413	20,413

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		3,999	680	4,679
	2. 経営費	1,524	680	2,204
2. 資本的費用		13,370	1,206	14,576
	3. 積立金	301	1,206	1,507
3. 予備費		631	527	1,158
	1. 予備費	631	527	1,158
歳 出 合 計		18,000	2,413	20,413

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	9,279	2,413	11,692	
歳入合計	18,000	2,413	20,413	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	3,999	680	4,679				680
2. 資本的費用	13,370	1,206	14,576				1,206
3. 予備費	631	527	1,158				527
歳出合計	18,000	2,413	20,413				2,413

2 歳 入

(款) 2. 事業外収入 (項) 6. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	2,413	2,414	1. 繰越金	2,413	前年度繰越金
計	1	2,413	2,414			

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 2. 経営費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 経営費	1,524	680	2,204				680	13. 委託料	680	森林経営計画作成業務委託料
計	1,524	680	2,204				680			

(款) 2. 資本的費用 (項) 3. 積立金

1. 積立金	301	1,206	1,507				1,206	25. 積立金	1,206	基金積立金
計	301	1,206	1,507				1,206			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	631	527	1,158				527			
計	631	527	1,158				527			

平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,896千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出
太良町長 岩島正昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	1,896	1,897
	1. 繰越金	1	1,896	1,897
歳入合計		130,398	1,896	132,294

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 諸支出金		653	1,896	2,549
	2. 繰出金	1	1,896	1,897
歳 出 合 計		130,398	1,896	132,294

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
5. 繰越金	1	1,896	1,897	
歳入合計	130,398	1,896	132,294	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 諸支出金	653	1,896	2,549				1,896
歳出合計	130,398	1,896	132,294				1,896

2 歳 入

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	1,896	1,897	1. 繰越金	1,896	前年度繰越金
計	1	1,896	1,897			

3 歳 出

(款) 4. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般会計繰出金	1	1,896	1,897				1,896	28. 繰 出 金	1,896	一般会計繰出金
計	1	1,896	1,897				1,896			

議案第61号

平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,367千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,933,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出
太良町長 岩島正昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 繰越金		2	120,367	120,369
	1. 繰越金	2	120,367	120,369
歳入、合計		1,813,000	120,367	1,933,367

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 諸支出金		4,563	4,799	9,362
	1. 償還金及び還付加算金	2,633	2,022	4,655
	2. 繰出金	1,930	2,777	4,707
12. 予備費		33,393	115,568	148,961
	1. 予備費	33,393	115,568	148,961
歳 出 合 計		1,813,000	120,367	1,933,367

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
11. 繰越金	2	120,367	120,369	
歳入合計	1,813,000	120,367	1,933,367	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11. 諸支出金	4,563	4,799	9,362				4,799
12. 予備費	33,393	115,568	148,961				115,568
歳出合計	1,813,000	120,367	1,933,367				120,367

2 歳 入

(款) 11. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1	120,367	120,368	1. 繰越金	120,367	前年度繰越金
計	2	120,367	120,369			

3 歳 出

(款) 11. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
6. 退職被保険者等返還金	1	2,022	2,023				2,022	23. 償還金利息及び割引料	2,022	その他償還金
計	2,633	2,022	4,655				2,022			

(款) 11. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

2. 一般会計繰出金	464	2,777	3,241				2,777	28. 繰出金	2,777	一般会計繰出金
計	1,930	2,777	4,707				2,777			

(款) 12. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	33,393	115,568	148,961				115,568			
計	33,393	115,568	148,961				115,568			

議案第62号

平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,532千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,032千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出
太良町長 岩 島 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	4,532	4,533
	1. 繰越金	1	4,532	4,533
歳入合計		127,500	4,532	132,032

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		109,650	4,562	114,212
	1. 事業費	109,650	4,562	114,212
3. 予備費		171	△30	141
	1. 予備費	171	△30	141
歳 出 合 計		127,500	4,532	132,032

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
5. 繰越金	1	4,532	4,533	
歳入合計	127,500	4,532	132,032	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	109,650	4,562	114,212				4,562
3. 予備費	171	△30	141				△30
歳出合計	127,500	4,532	132,032				4,532

2 歳 入

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	4,532	4,533	1. 繰越金	4,532	前年度繰越金
計	1	4,532	4,533			

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	8,013	4,562	12,575				4,562	4. 共 済 費	26	共済組合負担金 25 共済組合事務費 1
								23. 償還金利 子及び割 引料	4	下水道使用料過誤納払戻金
								28. 繰 出 金	4,532	一般会計繰出金
計	109,650	4,562	114,212				4,562			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	171	△30	141				△30			
計	171	△30	141				△30			

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1		4,043	2,743	6,786	1,112	7,898	
補 正 前	1		4,043	2,743	6,786	1,086	7,872	
比 較						26	26	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	192	960	601			
	補 正 前	192	960	601			
	比 較						

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		100	890
	補 正 前		100	890
	比 較			

平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,491千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出
太良町長 岩島正昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		5,802	2,491	8,293
	3. 繰越金	4,335	2,491	6,826
歳入合計		111,000	2,491	113,491

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		42,948	507	43,455
	1. 総務費	18,667	137	18,804
	2. 管理費	24,281	370	24,651
4. 予備費		3,178	1,984	5,162
	1. 予備費	3,178	1,984	5,162
歳 出 合 計		111,000	2,491	113,491

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	5,802	2,491	8,293	
歳入合計	111,000	2,491	113,491	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	42,948	507	43,455				507
4. 予備費	3,178	1,984	5,162				1,984
歳出合計	111,000	2,491	113,491				2,491

2 歳 入

(款) 2. 事業外収入 (項) 3. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	4,335	2,491	6,826	1. 繰越金	2,491	前年度繰越金
計	4,335	2,491	6,826			

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 総務費	18,667	137	18,804				137	3. 職員手当等	88	扶養手当 72 期末手当 16
								4. 共済費	49	共済組合負担金 47 共済組合事務費 2
計	18,667	137	18,804				137			

(款) 1. 事業費 (項) 2. 管理費

1. 管理費	24,281	370	24,651				370	12. 役務費	370	手数料
計	24,281	370	24,651				370			

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	3,178	1,984	5,162				1,984			
計	3,178	1,984	5,162				1,984			

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2		7,152	5,583	12,735	2,037	14,772	
補 正 前	2		7,152	5,495	12,647	1,988	14,635	
比 較				88	88	49	137	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	432	1,725	1,067			206
	補 正 前	360	1,709	1,067			206
	比 較	72	16				

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		579	1,574
	補 正 前		579	1,574
	比 較			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	88	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	88	扶養手当 72 期末手当 16	

議案第 64 号

平成 29 年度太良町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

第 1 条 平成 29 年度太良町水道事業会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 29 年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	事 業 費	57,922 千円	0 千円	57,922 千円
第 1 項	営 業 費 用	44,645 千円	145 千円	44,790 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	2,258 千円	11 千円	2,269 千円
第 4 項	予 備 費	11,018 千円	△ 156 千円	10,862 千円

第 3 条 予算第 6 条 (1) 中「16,466 千円」を「16,611 千円」に改める。

平成 29 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成 29 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費			57,922	0	57,922
	1 営業費用		44,645	145	44,790
		2 配水及び給水費	15,888	110	15,998
		4 総係費	10,931	35	10,966
	2 営業外費用		2,258	11	2,269
		2 雑支出	1	11	12
	4 予備費		11,018	△156	10,862
		1 予備費	11,018	△156	10,862
収益的支出合計			57,922	0	57,922

平成 29 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書
収益的支出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 事業費		57,922	0	57,922			
1 営業費用		44,645	145	44,790			
	2 配水及び給水費	15,888	110	15,998			
					2 手当等	75	期末手当 11 扶養手当 64
					3 賞与引当金繰入額	11	期末手当分 7 法定福利費(期末・勤勉手当分) 4
					4 法定福利費	24	職員共済費 23 共済組合事務費 1
	4 総係費	10,931	35	10,966			
					3 賞与引当金繰入額	3	法定福利費(期末・勤勉手当分) 3

(単位:千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
					4 法定福利費	32	職員共済費 31 共済組合事務費 1
2 営業外費用		2,258	11	2,269			
	2 雑支出	1	11	12			
					1 雑支出	11	雑支出
4 予備費		11,018	△156	10,862			
	1 予備費	11,018	△156	10,862			
					1 予備費	△156	予備費
収益的支出合計		57,922	0	57,922			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,879	6,247	14,126	2,485	16,611
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,879	6,247	14,126	2,485	16,611
補正前	損益勘定支弁職員		2		7,879	6,165	14,044	2,422	16,466
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,879	6,165	14,044	2,422	16,466
比較	損益勘定支弁職員		0		0	82	82	63	145
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		0	82	82	63	145

手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 費	住 居 手 当	合 計
	補正後	730		3,133		650	1,734		6,247
	補正前	666		3,115		650	1,734		6,165
	比較	64		18		0	0		82

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	82	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	82	扶養手当 64 期末手当 18	

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

住 所 太良町大字大浦甲248番地

氏 名 澤 純 滋

生年月日 昭和24年3月3日

（提案理由）

平成29年12月31日をもって任期満了となる澤純滋氏を引き続き推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

住 所 太良町大字伊福甲238番地

氏 名 待 永 博 人

生年月日 昭和24年2月13日

（提案理由）

平成29年12月31日をもって任期満了となる待永博人氏を引き続き推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成29年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

住 所 太良町大字糸岐3421番地

氏 名 中 島 康 子

生年月日 昭和36年6月1日

（提案理由）

平成29年12月31日をもって任期満了となる中島康子氏を引き続き推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

意見書第2号

平成29年 9月15日

太良町議会議長
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	末次利男
賛成者	太良町議会議員	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	平古場公子
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 月 日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	野田聖子	様
農林水産大臣	齊藤健	様
環境大臣	中川雅治	様
経済産業大臣	世耕弘成	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様

平成29年 9月15日

太良町議会議長
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	末次利男
賛成者	太良町議会議員	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	平古場公子
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

このような中、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速している。特に、「トップランナー方式」の推進に当たっては、地方の行政コストの差が歳出削減努力以外の要素によるところが大きいことを考慮すべきと考える。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政健全化目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」については、算定や他の業務への導入の検討に際して、地方の行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債等の特例措置に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 月 日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
内閣官房長官	菅義偉	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	野田聖子	様
内閣府特命担当大臣 (経済再生担当)	茂木敏充	様
経済産業大臣	世耕弘成	様
内閣府特命担当大臣 (地方創生規制改革担当)	梶山弘志	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様